

## 奈良市感染症診査協議会の概要

審議会等の名称	奈良市感染症診査協議会
設置目的、担当事項	結核等感染症患者に対して通知、勧告及び入院期間の延長並びに申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議する。
設置根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第6項 奈良市感染症診査協議会条例
設置年月日	平成14年4月1日
委員数	6人以内
任期	2年
委員構成	医師、弁護士、学識経験者
公開・非公開の別	非公開
担当課	健康医療部保健所保健予防課